

公共交通機関等におけるベビーカーマークの 検討の方向性・決定方法（案）

1. ベビーカーマークの必要性

- 公共交通機関等におけるベビーカー利用に係る「理解」や「安全性」、「競合」の課題を解決するため、現在でも各事業者や子育て団体等が独自にベビーカーマークを作成し、施設や車両等に掲示する等により周囲の人々に対する普及・啓発活動などの取組を行っている。
- しかし、それらのベビーカーマークやマークの掲示場所等は、事業者ごとに異なっており、不特定多数の人々が利用する公共交通機関等において、その利用方法が事業者ごとに異なることは、利用者の混乱を招く原因となるため、望ましいことではない。
- また、それらのベビーカーマークを活用した普及・啓発活動が行われている地域が限定的であることにより、より広い国民への理解の促進に繋がっていない。
- このため、統一したベビーカーマークを定めることにより、全国に発信していくことが必要である。

2. ベビーカーマークの検討の方向性

- ベビーカーマークに求められる役割としては、以下の2点が考えられる。

① 公共サインとしてのマーク（公共マーク）

- ・ベビーカーの利用に係るルールを遵守すべき場所や、ベビーカーが優先される場所を明示するためのもの。
- ・公共マークデザインについての統一的想法に従い（別紙参照）、視認性が高く（外国人等を含め）誰にでも理解でき、恒久的に使用できるものであることが求められる。

② 普及促進を図るためのマーク（キャンペーンマーク）

- ・ベビーカーの利用の理解・配慮を促進するとともに、ベビーカー利用に係るルールの普及・啓発を図るためのもの。
- ・ポスターなどに掲載するほか、ステッカーなどにして様々な場所に掲示することが想定され、多くの利用者にとって親しみやすく、受け入れられやすいマークであることが求められる。

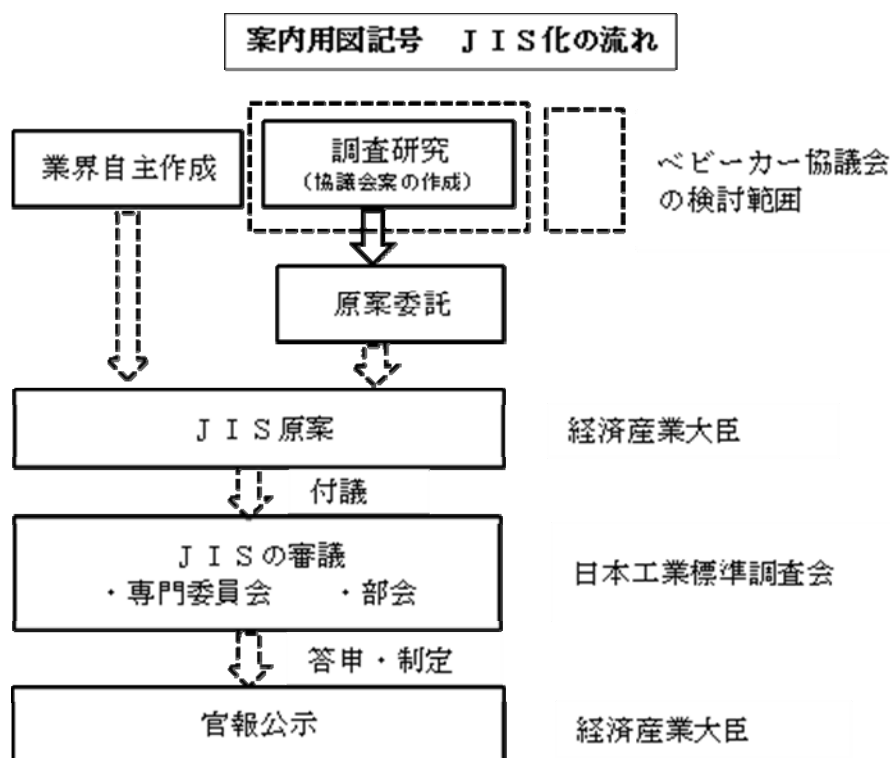
- 本協議会では、もう1つの検討項目である利用ルールとマークが一体となってベビーカー利用のあり方の検討につながるものであることを踏まえ、利用ルールの議論の方向性と十分調整を図りつつ検討を進めることとする。

3. ベビーカーマークの作成・決定方法（案）

（1）公共マークとしてのベビーカーマーク

① 公共マーク（J I S原案）の作成

公共交通機関等において用いられている案内用図記号（マーク）のほとんどは、J I Sとして規格化されたものを用いている。そのため、公共マークとしてベビーカーマークを作成・決定する場合も、J I Sとして規格化することが適当と考えられる。



一般に、J I S原案を作成するために、主務大臣は、技術情報等を調査分析し、必要に応じて実験検証を行うなど、基礎的なデータを収集するための調査研究^{*}を実施する。調査研究の進捗度合によっては、J I S原案の作成にまで至ることもある。

^{*}一般に、主務大臣が調査研究を実施する対象は、主に基礎的、基礎的な分野、公共性の高い分野、政策普及の観点から必要な分野であり、民間における自発的な取組を期待することが困難なものに限定される。

ベビーカーマークをJ I S化を念頭に作成する場合、当ベビーカー協議会は、J I S原案の案を作成するための調査研究を行う機関の役割を担うことが適当と考えられる。

- ② 公共マーク（J I S原案の案（以下「協議会案」という。））の決定方法
- 公共マークは、利用ルールと密接に関わる（指示マークが必要かどうかなど）ことから、決定は利用ルールと同時に行うこととする。
- ・ 第2回協議会で候補案（複数）を提示。
 - ・ 第3回協議会で協議会案を提示。
 - ・ 第4回協議会で協議会案を決定。
 - ・ 以降、ベビーカー協議会から離れて、案内用図記号J I S化の流れに沿って作業を進める。

(2) キャンペーンマークとしてのベビーカーマーク

① キャンペーンマークの作成

キャンペーンマークとしてのベビーカーマークは、ベビーカーの利用の理解・配慮を促進するとともに、ベビーカー利用に係るルールの普及・啓発を図ることを目的としている。そのため、多くの利用者にとって親しみやすく、受け入れられやすいマークであることが求められる。

キャンペーンマークは、公共マークと異なり必要不可欠のものではないが、普及啓発活動の一環として作成することも考えられる。この場合、デザインは訴えかける内容とセットとなる。